

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ

社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会

中央環境審議会地球環境部会住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会

合同会議（第6回） 議事要旨

1. 日時 令和3年11月4日（木） 10:00～11:00

※WEBシステムによる会議方式

2. 出席者

<建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ>

田辺座長、井上委員、鈴木（大）委員、中村委員、望月委員、山下委員

矢座オブザーバー、吉田オブザーバー、岡田オブザーバー、岡村オブザーバー、布井オブザーバー、加藤オブザーバー

<省エネルギー判断基準等小委員会>

田辺委員長、伊香賀委員、澤地委員、鈴木（大）委員

鈴木（康）オブザーバー、高井オブザーバー、高橋オブザーバー、林オブザーバー、高木オブザーバー、宮原オブザーバー、安田オブザーバー

<住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会>

伊香賀委員長、荻本委員、下田委員、中村委員

3. 議題

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについて

4. 議事要旨

議題について以下のとおり審議が行われた。

議題 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについて

資料2、3、4について事務局より説明を行った。当該資料に対する主な意見は以下のとおり。

・全体の方針については同意する。建材・設備のトップランナー制度と並んで、建築物省エネ法の誘導基準強化も必須。

- ・基準引き上げについて、供給側だけでなく需要家・消費者等も含め社会的な理解を進める必要がある。理解がなければコスト面の懸念から、エネルギー効率の向上やCO₂排出量の削減が実現しない可能性もある。
- ・低炭素建築物認定基準の達成目標の10%、20%削減によってどのくらいのCO₂削減に寄与できることを期待して数値設定しているのかということについて解説やガイドを作って欲しい。
- ・基準引き上げに際して、性能値だけではなく新築住宅の想定件数やエネルギー消費・CO₂の削減量をデータとして説明するなど、一般の方に丁寧に説明していく必要がある。
- ・建築主のメリット（健康面・知的生産性（ウェルネス）の便益）を建築主や国民全体に広報していくための基礎的なデータ作りに向けて三省連携して欲しい。
- ・基準引き上げにより、地域によって設備機器の組み合わせが限定的となるといったこと、外皮性能をさらにあげるということが考えられる。今後の省エネ基準の段階的な引き上げにも関わるため、地域別の適合率や設備機器の組み合わせについて適宜データをとって分析したほうがいい。
- ・認定低炭素の所得税等の軽減など、ハードルが上がるのでインセンティブも上げてほしい。
- ・非住宅建築物の外皮基準を存置すべき。設備は改修時に更新されるが、外皮は更新することが難しい。
- ・設備と意匠の設計両方で協力して省エネ建築を作り上げる観点からも、建築本体の省エネ性能は外せない。
- ・用途によって達成が難しいものがあれば、用途別にPAL*を残すなどの工夫ができないか。
- ・BEIの算定時にPAL*も同時に算定されるので、計算負荷は実質的にないと思う。
- ・温熱環境、実態とシミュレーションの乖離を少なくする観点からも外皮基準は大事。
- ・複層ガラスを使用するなど、ガラスや断熱材の最低外皮仕様を設定する方法もあるのではないかな。
- ・省エネ基準だけでなく、建材TR制度により外皮性能の底上げを図るという考え方もあるかも知れない。
- ・非住宅建築物において、外皮性能の向上の見える化は重要。モデル建物法の省エネ計算において容易に算出可能なUA値や η AC値を表示できるようにすると、実態把握に有効である。（非住宅建築物において新たに外皮基準を設定したり判断基準とすることを企図するものではない。）
- ・共同住宅の評価方法について、ペリメータゾーンが支配的な住宅において外皮基準は重要な指

標である。共同住宅で外皮性能を住棟評価してしまうと中住戸にひっぱられてしまうので住戸評価とすべき。

- ・共同住宅の一次エネ評価を住棟全体で行うことは賛成。
- ・一方外皮基準は単位住戸とのことで、マンションは戸建てと異なり、RC内断熱タイル張りが一般的。最上階妻側最不利住戸では達成が難しい。現行の評価では住戸間でやり取りされる熱が単に失われる評価になっており、低く評価されている。この先検証を検討してもらいたい。
- ・今後建築物で普及すべき太陽光発電について、ZEHを促す具体的な見直しとなっているので良い。
- ・太陽光発電について、積雪寒冷地は標準として展開しにくい。屋根の構法の課題もあるため、地中熱や木質バイオマス等も考慮し、より多くの建築物に使えるように進めるべき。JISの整備についても積極的に進めるべき。
- ・蓄電池の設置について、据置型でなくてもEVでも対応可能なようにしてはどうか。
- ・EVの役割は極めて重要。住宅に据置型蓄電池を設置して定期点検がなされず危険な状態が放置される懸念がある。EVには車検制度があるので安全面にも配慮できる。住宅の蓄電池の安全性にも配慮する必要がある。
- ・電力システムの視点で、蓄電池の設置は悪いことではないが、日照に差がある場合では、ただ貯めるだけでなく、足りないところに電気を戻してくれる機能を持った蓄電池が必要と考える。現時点では書き切れないが、目的を幅広く書いて、少しずつルールを改善できるようにして欲しい。
- ・現行の8項目は、低炭素建築物の実現に対して重要な技術であることを示すメッセージとなるので要件として引き続き維持されることは重要。
- ・日本の景観の中でPVを載せられない地域もある。ジオサーマル空調やバイオマス発電といったものについてもなるべく多く適用できるようにしてほしい。

[問い合わせ先]

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1630